

大阪市地域福祉推進指針

**平成24年12月
大阪市**

目 次

はじめに ······	1
第Ⅰ章 「大阪市地域福祉推進指針」の策定にあたって ······	2
1 「地域福祉計画」から「地域福祉推進指針」へ ······	2
(1) 「計画」から「指針」へ ······	2
(2) 地域福祉推進指針とは ······	2
①内容と構成	
②推進主体	
③取組期間	
(3) 各種計画及び地域福祉アクションプランとの関係 ······	3
①各種計画との関係	
②地域福祉アクションプランの更なる発展に向けて	
2 大阪にふさわしい自治の仕組みへの移行期における地域福祉の推進 ······	4
第Ⅱ章 地域福祉の推進にあたって (地域福祉とは) ······	6
1 基本的な考え方 ······	6
①人権尊重の考え方	
②住民主体の考え方	
③利用者本位の考え方	
④社会的援護を要する人々への支援の考え方	
2 地域福祉の具体化のための視点 ······	7
①生活者の主体形成	
②福祉コミュニティの形成	
③「共生」、「共住」を可能とする福祉社会	
④新たな公私パートナーシップの確立	
⑤サービスの総合化と施策の連携化	
⑥利用者本位のサービス提供と支援システム	
⑦歴史と伝統によって培われた資源の社会的活用	
⑧経営感覚も取り入れた総合的な観点からの施策・事業の展開	
3 地域福祉の担い手 ······	9
①一人ひとりの区民	
②身近な地域の中で地縁に基づき活動する地域団体	
③特定のテーマに焦点をあてて活動する市民活動団体 (N P O やボランティアグループ等)	
④福祉サービスに関わる事業者	
⑤コミュニティビジネスやソーシャルビジネスの手法を活かして活動する団体や事業者等	
⑥まちづくりや生涯学習、地域防災など幅広い地域活動の担い手	
⑦地域福祉の向上につながる取り組みを行う商店街や企業、生活協同組合等	
⑧社会福祉協議会をはじめとする地域福祉活動を支援する中間支援組織	
⑨行政機関	

4 地域福祉推進の方向性	11
①だれもが「受け手」、「担い手」として主体的に地域福祉に関われるようになる ②「自分らしく生きる」ことを支える権利擁護を基盤として ③暮らしを支えるサービスや活動が総合的に進められるようになる ④地域の課題はできるだけ市民の身近なところで ⑤多彩な人々の力や地域の資源を活かした「協働」を ⑥地域における人々のつながりの強化を ⑦他分野も含めた総合的な観点からの地域づくりの推進を	
第III章 地域福祉アクションプランの検証と更なる推進	
1 これまでの取り組み	14
2 これからの課題	15
(1)アクションプランの新たな取り組み	15
①福祉課題の解決を指向した取り組みの強化 ②校区等地域を単位としたアクションプランの作成 ③PDCAサイクルの確立によるアクションプランの発展	
(2)新たな基礎自治体における福祉計画の策定に向けて	16
第IV章 いま求められている取り組み	
1 みんなで支え合う豊かなコミュニティづくり	18
2 支援が必要な人々へのつながりづくり	18
3 災害時に備えた地域における支え合いの仕組みづくり	19
4 地域福祉活動の担い手の層を厚くする取り組み	20
5 多様な協働（パートナーシップ）によるサービスの創出と地域づくり	21
第V章 福祉コミュニティを創出する仕組みの再構築	
1 区や地域の実情に応じた区独自の福祉システムへの再構築	23
2 区民による自律的な地域福祉活動の実現	25
3 多様な中間支援組織との連携による地域福祉活動支援の強化	27
4 自律した自治体型の区政（福祉政策）運営体制への再構築	28
地域福祉のキーワード（50音順）	
	31
《資料》	
・社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）	37
・大阪市地域福祉推進指針（素案）にかかるパブリックコメント手続きの実施結果について	38

はじめに

だれもが地域で安心して自分らしく暮らしていくためには、住民や行政をはじめ、地域※に関わる全ての人の力をあわせて、共に生き共に支え合い、みんなが生活をともに楽しむ地域をつくりあげていく「地域福祉」を推進していく必要があります。

少子高齢化の一層の進行、経済や雇用の低迷、家族や地域におけるつながりの希薄化など、社会福祉を取りまく環境は大きく変化しており、生活における不安や支援のニーズは増大、多様化しています。それゆえ、地域福祉に求められる役割も、ますます大きなものとなっています。

この「大阪市地域福祉推進指針」は、そうした近年の社会状況の変化と、これから進めていく大阪にふさわしい自治の仕組みづくり※を見据えながら、地域福祉の理念である「公私協働※」を一層推進し、市民の多様な福祉ニーズの充足や、区・地域における福祉課題の解決を図るために、地域福祉の担い手としてのすべての区民※、団体、事業者、行政機関等が、おののおのの取り組みを協力して進めていくうえで、方向性を共有するための指針として策定しました。

すべての地域福祉の担い手たちが、それぞれの立場から、この指針に書かれている方向性の実現に向けて、協働して取り組みを進めていくことを目指します。

※印については、巻末の「地域福祉のキーワード」を参照してください。

第Ⅰ章 「大阪市地域福祉推進指針」の策定にあたって

1 「地域福祉計画」から「地域福祉推進指針」へ

(1) 「計画」から「指針」へ

大阪市では、大阪の地域の状況にあった地域福祉を進めるために、大阪市全体で地域福祉を進めるうえでの理念と仕組みづくりの方向性を示すものとして、平成16年3月に第1期の「大阪市地域福祉計画※」（計画期間：平成16～20年度）を、また、平成21年3月に第1期計画に基づく取り組みの成果と課題を踏まえた第2期計画（計画期間：平成21～23年度）を、それぞれ策定し、地域住民をはじめ地域組織、保健・医療・福祉関係者など、地域の関係者の協働※により取り組みを進めてきました。

しかし、大阪市では「新しい住民自治の実現」に向けて、「市政改革プラン」に基づき、大阪府・市の行政機構の再編や、「ニア・イズ・ベター※」（補完性・近接性の原理）を追求した新しい区政運営に向けて、改革を進めています。地域福祉においても、それぞれの区役所が、その実情に応じて主体的に取り組むことが課題となります。そのため、大阪市域を単位とした1つの「計画」を策定するのではなく、それぞれの区の特色のある地域福祉の取り組みを推進するために、「大阪市地域福祉推進指針」を策定することいたしました。

指針の策定にあたっては、各区において区や地域の実情に応じて主体的に創意のある地域福祉の取り組みを生み出し、推進していくことを重視しました。

(2) 「大阪市地域福祉推進指針」とは

①内容と構成

この指針には、地域福祉の担い手としてのすべての区民※、団体、事業者、行政機関等が、おののの取り組みを協力して進めていくにあたって、目指すべき方向性や取り組むべき課題、大事にしてほしい考え方等を記載しています。

第Ⅰ章「『大阪市地域福祉推進指針』の策定にあたって」では、この指針の策定に至った考え方や、指針の内容、各種計画との関係等について説明しています。また、大阪にふさわしい自治の仕組みへの移行までの時期における、地域福祉の推進の考え方を記載しています。

第Ⅱ章「地域福祉の推進にあたって（地域福祉とは）」では、地域福祉とはどのような考

え方による福祉なのか、地域福祉を具体的に実践するにあたって大事にすべき視点は何か、それぞれの担い手の役割は何か、地域福祉を推進していく方向性について、説明しています。

第Ⅲ章「地域福祉アクションプランの検証と更なる推進」では、これからアクションプランを一層推進していくにあたっての方向性を提示しています。

第Ⅳ章「いま求められている取り組み」では、近年、地域において対応が求められている喫緊の福祉課題と、その取り組みの方向性を例示しています。例示されている取り組みのうち、それぞれの担い手が、着手の可能なものから順に、その解決に向けて公私協働で取り組みを進めていくことが重要です。

第Ⅴ章「福祉コミュニティを創出する仕組みの再構築」では、各区役所において、地域福祉に関する自治体型の区政運営を進めていくにあたって、地域支援システム※をはじめとする地域福祉の仕組みを、各区・地域の実情に応じて再構築する際の方向性を提示しています。

②推進主体

この指針は、地域福祉の担い手としてのすべての区民、団体、事業者、行政機関等が、それぞれの取り組みを協力して進めていくうえで、方向性を共有するための指針であり、記載されている課題等に取り組む推進主体は、地域福祉のそれぞれの担い手たちになります。地域福祉の担い手たちが、それぞれの立場から、この指針に書かれている方向性の実現に向けて、協働して取り組みを進めていくことを期待するものです。

とくに区役所においては、「市政改革プラン（基本方針編・アクションプラン編）」に記載されている戦略・取り組みを、地域福祉の領域において具現化するための手引きとして、活用することが想定されます。（第Ⅴ章は、区役所による取り組みの方向性を記載しています。）

③取組期間

この指針に記載している取り組みは、「市政改革プラン」の取り組みと並行して推進することが必要であるため、取り組みの期間は「市政改革プラン」と同じく、平成24年度から「大阪にふさわしい自治の仕組みづくり※」ができるまでの期間とします。

（3）各種計画及び地域福祉アクションプランとの関係

①各種計画との関係

この指針は、新しい住民自治の実現に向けた改革計画である「市政改革プラン」に記載されている戦略・取り組みを、地域福祉の領域で具現化するための指針となるものです。

また、公的な福祉サービスや、区民・民間の主体的な地域福祉活動、区民の日常生活に関わるさまざまな分野の取り組みを地域福祉の視点で総合的に進めていくために、関連する各種計画（「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「大阪市障害者支援計画・障害福祉計画」、「大阪市次世代育成支援行動計画」、大阪市健康増進計画「すこやか大阪21」などの計画）との共通の目標を定めると共に、市民参加や協働の促進、福祉サービスの利用支援など、共通の仕組みづくりを進める指針としても位置付けられます。

さらに、地域福祉を推進する団体としての大阪市社会福祉協議会が、市民・民間団体等の参画と協働を進めるために策定した活動・行動計画である「大阪市地域福祉活動計画」と、理念・方向性を共有し、車の両輪となって地域福祉を推進します。

②地域福祉アクションプランの更なる発展に向けて

大阪市では、各区における「地域福祉アクションプラン※」を策定し、区における地域福祉の充実に取り組んできましたが、これまでのアクションプランの取り組みを通してさまざまな課題が明らかになってきました（第Ⅲ章参照）。これまでの取り組みの成果を活かしながら、その区の特性を踏まえて、より一層福祉的な要素を盛り込んで、各区においてアクションプランをさらに発展させていくことが期待されます。

地域福祉アクションプランを通して各区の特色ある地域福祉の一層の充実を図るとともに、将来的にはアクションプランを、新しい自治の仕組みづくりが行われた後の、新しい自治の仕組みの中の基礎自治体※（本指針においては以下「新たな基礎自治体」と表記します。）における福祉計画の策定へと発展させていくことが、これから課題となります。こうした課題に応えるために、本指針においては各区のアクションプランに対して新たな取り組みを提案しています。

2 大阪にふさわしい自治の仕組みへの移行期における地域福祉の推進

大阪市では、「市政改革プラン」にもとづき、大阪にふさわしい新しい自治の仕組みづくりとして、「成長は広域行政※、安心は基礎自治行政※」といった考え方を基本に、広域行政と基礎自治行政の役割分担の明確化を進めています。そして、基礎自治行政については、住民に身近な基礎自治体※が地域の特性や課題、住民ニーズを的確にとらえながら、きめ細かく実施していくことが必要であることから、新たな大都市制度における基礎自治体への移行

過程においては、現行制度の下、事務効率化等の観点から現在の行政区のブロック化を進め、新たな基礎自治体へ再編していくことになります。

この改革に伴い、これまで大阪市内において地域福祉を推進してきたさまざまな仕組み・取り組みは、府市共同の仕組み・取り組みへ、また、現行の行政区単位の仕組み・取り組みから新たなブロック単位のものへ、順次再編を進めていくことになります。しかし、再編に伴い地域においてさまざまな混乱の生じることが懸念され、とくに行政区のブロック化という市町村の合併に比定しうる取り組みに関しては、いわゆる「平成の大合併※」の際、合併に伴い地域ではさまざまな混乱が生じ、地域によっては福祉活動の停滞等も見られたと言われています。この再編に伴い、大阪市行政として市民生活に支障が生じることがないように、取り組みを進めることができます。

この大阪にふさわしい自治の仕組みへの移行期においても、地域の福祉活動等が決して停滞するがないように、これまでと変わらず、あるいはこれまで以上に、地域への支援を展開することが必要です。とくに校区等地域※は、地域福祉のもっとも基礎的な活動単位であるため、「平成の大合併」の事例等も参考にしながら、校区等地域を単位とする地域福祉活動に対して、重点的に支援を行うことが効果的であると考えられます。

また、新たな基礎自治体の設立時には、その自治体を単位として円滑に地域福祉活動や地域福祉計画の策定等がスタートできるよう、移行期の間から準備を進めておくことが必要です。新たな基礎自治体となることが予定されている行政区の地域福祉の担い手たちが集まり、合同での取り組みを実施することを通して、新たな共同性（つながり）を醸成しておくことが求められます。

広域的な地域福祉の仕組み・取り組みについては、府市で緊密に連携して、共同化に向けて検討・再構築を進めていくことが必要です。とくに「大阪府地域福祉支援計画※」の次期計画の策定にあたっては、大阪にふさわしい自治の仕組みを踏まえた支援計画となるよう、大阪府に働きかけていきます。

この移行期においても停滞することなく地域福祉を推進していくためには、区や校区等地域、大阪市等のさまざまなレベルにおいて、P D C Aサイクル※による取り組みの進捗管理と必要に応じた見直しを行うことが不可欠です。とくに、区民による区政運営の評価にあたっては、地域福祉に関連する課題が重視されると考えられますので、各区役所においては、福祉コミュニティとしての将来像（以下「地域福祉ビジョン※」という。）とその実現に向けての進捗状況を区民にわかりやすく示すとともに、効果を検証しながら取り組みを進めていくことが重要です。

第Ⅱ章 地域福祉の推進にあたって（地域福祉とは）

1 基本的な考え方

地域福祉とは、共に生き共に支え合い、だれもが自分らしく安心して暮らせる地域、さらにみんなが生活を共に楽しむ地域を、地域の住民や行政をはじめ、地域に関わるすべての人の力でつくりあげていく福祉であり、次のような考え方に基づく地域づくりをめざします。

人権尊重の考え方

すべての人は、人間としての尊厳をもつ、かけがえのない存在です。そして、年齢や性別、国籍、社会的な立場などの違いにかかわらず、すべての人は等しく人権という人が生まれながらにてもっている基本的な権利をもっています。しかし、現実には、そのあたりまえの権利を奪われてしまっている人たちがいます。

同和問題をはじめ、障害のある人や在日外国人などに関わるさまざまな問題など、現在においても解決したとはいえない状況にあります。また、野宿生活者（ホームレス）やHIV感染者、難病患者、ハンセン病回復者などに対する偏見や排除など、さまざまな課題が次々と発生しています。さらに、本来安全で安心な日常生活を送り、人間形成の場となるべき家庭や学校において発生している虐待やいじめ等もまた重大な人権侵害です。

地域福祉は、特定の人を排除する社会は弱くもろい社会であるという考え方のもとに、男女共同参画の視点を踏まえ、一人ひとりの人権が尊重される仕組みをもった、すべての人が共に生き、共に暮らすことができる地域をめざします。

住民主体の考え方

地域福祉でもっとも大切なことは、住民の主体的な地域づくりへの参加です。住民参加による地域福祉を推進していくためには、一人ひとりが地域住民としての主体性をもつとともに、地域のさまざまな問題を地域の中で解決していくための話し合いの場をつくる必要があります。さらに、住民の意見をまとめて、政策や計画に反映させていくための仕組みづくりや、住民組織と行政との協働※の方針を検討していく必要があります。地域福祉は、住民が、主体的に、生活しやすい地域づくりに関わることができる地域をめざします。

利用者本位の考え方

住民一人ひとりがよりよい生活を送るために、サービスを提供する側の押しつけでない、

利用者それぞれの生活のしかたや状況に合わせたサービスの提供が必要になります。地域福祉は、利用者自らがサービスを選択し安心して利用できるようなサービス提供の仕組みと、利用者を支援するための相談、権利擁護※、情報提供のしくみが、住民と行政と社会福祉事業者などとの協働により適切に機能する地域をめざします。

社会的援護を要する人々への支援の考え方

地域には、社会的援護を必要としているにもかかわらず、社会的に孤立していたり、排除されている人々がいます。そのような人々には、適切なサービスを提供するとともに、地域とのつながりをつくり、地域の一員として生活することが可能となるような積極的な支援が必要です。地域福祉は、社会的援護を必要としている人々の存在を認め、その人たちが直面している課題や問題を、地域の課題として浮かび上がらせ、住民と行政をはじめ地域に関わる人がその解決に向かって協働していくことができる地域をめざします。

2 地域福祉の具体化のための視点

地域福祉の考え方を具体化して地域づくりを進めていくためには、次の8つの視点を踏まえておくことが必要です。

視点①生活者の主体形成

地域福祉を具体化していくときに、重要なのが、地域に関わっていこうとする住民一人ひとりの主体性です。人はだれでもよりよい生活を送ることを望み、人生の中で自己実現をしたいと考えます。人はひとりだけで生活しているのではなく、地域の中で多くの人と関わりをもちらながら生活しています。ここでいう主体性とは、自分や家族、身近な人々などのよりよい生活を自らつくりあげていくとともに、自分たちが住んでいる地域をもっとよくしていきたいという姿勢をもつことです。そのため、同じ地域に暮らしている人たちのために何かをしたい、地域の中でおこっている問題をみんなで話し合って解決していきたい、と考える積極的な気持ちを支援することが重要です。地域福祉の推進のためには、このような住民の生活者としての主体形成※をはぐくんでいくための取り組みが必要です。

視点②福祉コミュニティの形成

地域においては、住民が主体的に相互に助け合って生活を営んできましたが、そのような地域のもつ力が失われてきました。そのため、地域を福祉コミュニティとして再生していく

ことが求められています。福祉コミュニティとは、生活者としての主体性をもった住民が集まり、話し合い、計画し、行動することができるような、自立と連帯を支える多様な仕組みと、地域生活を支援する専門的な保健福祉サービスなどが、うまく連携している地域社会のことです。福祉コミュニティには、住民相互の支え合いの活動とあわせて、専門的福祉サービスを主体的に利用することによって、地域に暮らすすべての人が地域の一員として安心して生活し続けることができるような仕組みづくりが求められます。

視点③「共生」、「共住」を可能とする福祉社会

地域福祉が目標とするのは、地域の中すでに暮らしている人や、これから暮らそうとしている人など、その地域に関わる人々が共に生き、共に生活していくことができる「共生」、「共住」の社会です。大阪市のような大都市では、住民相互のつながりが弱くなってしまいがちであり、「共生」、「共住」の視点を軸にした住民生活を支援する必要性が高まっています。さらに、社会的援護を要する人々も地域の一員であり、地域に包みこんでいくための積極的支援も必要になっています。また、差別や偏見をなくし、さまざまな福祉施設やその利用者を地域から排除しない取り組みが重要です。

視点④新たな公私パートナーシップの確立

地域福祉を具体化するためには、行政と住民が共に自治を担う主体として協働し合う社会を創造していくことが必要です。行政はボランティア活動や地域活動を積極的に支援し、そして社会福祉法人やNPO^{*}等との連絡調整を図り、行政と住民、社会福祉法人、NPO等の協働による、生活支援のネットワークを構築していく必要があります。さらに、株式会社なども含めた民間事業者も福祉サービスの提供に参加できることとなり、行政は、地域福祉の理念に基づき、その健全な発達を促進し、その条件整備のための役割と責任をもつ必要があります。

視点⑤サービスの総合化と施策の連携化

地域福祉の背景には、同じ地域で生活する人々と関わりをもち、地域の一員として生きていく、という考え方があります。人がよりよい生活を送るためにには、知識を得て学ぶこと、文化・娯楽を楽しむこと、働くこと、安心できる住まいを得ること、自由にまちを移動できること、あらゆる情報に接すること、などが必要になってきます。そのため、地域福祉を具体化していくためには、保健・医療・福祉だけでなく、教育、文化、雇用、住宅、交通、情報などのサービスの総合化と施策の連携化を推進する必要があります。

視点⑥利用者本位のサービス提供と支援システム

契約型のサービスにおいては、これまで以上に利用者本位のサービスが提供されることが期待されます。地域の実情に沿い、利用者を中心として自己選択を支援する仕組みをつくるためには、住民がサービスの提供に関することやサービスの利用を支援する仕組みについて、検討の段階から参加し、協働して管理を行うとともに、サービスや事業の評価・改善に加わることが必要です。

視点⑦歴史と伝統によって培われた資源の社会的活用

地域福祉を具体化するにあたっては、地域に長年にわたって形成・蓄積されてきた有形・無形の資源を活用することが必要になってきています。寄付や遺贈なども含めた地域の資源と、人々のボランティア活動や住民活動のエネルギーとの結合が、新しい地域福祉を産み出していく原動力となると考えられます。地域の様々な資源を、人々の地域活動が活性化するよう積極的に活用していくことが必要です。

視点⑧経営感覚も取り入れた総合的な観点からの施策・事業の展開

地域福祉は、住民の生活総体に関わる取り組みであり、まちづくりや地域防災など隣接する政策領域との間で線を引くことなく、総合的な観点から進めていくことが必要です。また、非常に厳しい財政状況の下、持続可能な地域福祉を実現するためには、費用対効果を意識したP D C Aサイクルの確立や、ビジネス的な手法の積極的な導入など、経営感覚も取り入れた施策・事業の展開が求められます。

3 地域福祉の担い手

地域福祉は、地域のさまざまな主体が各々の特色を活かして参画し、協力しあうことで大きな力を生み出していく取り組みです。そのためには、それぞれの主体が、次のような役割を担うことが期待されます。

担い手①一人ひとりの区民

区民の一人ひとりが、地域福祉は生活のさまざまな場面で関わりのあるものだということを理解し、だれかの支援が必要なときには「受け手」となり、また、支援を受ける立場にある人も含め、それぞれができることで「担い手」ともなって、主体的に参画します。

担い手②身近な地域の中で地縁に基づき活動する地域団体

日常の暮らしに「近いところ」で、一人ひとりが地域福祉の「受け手」、「担い手」になれるように、身近さを活かした取り組みを進めます。そのなかで、日常的な見守りや声かけを通じたつながりづくり、お互いに支えあう関係づくりなどをすすめ、万一の災害時などにも助けあえる地域づくりを進めます。その際、生活や地域の多様性を踏まえて、地域に住んでいる人だけでなく、地域にある職場や学校の人たちも参加した活動、地域間の支えあいの活動なども推進します。

担い手③特定のテーマに焦点をあてて活動する市民活動団体（NPOやボランティアグループ等）

多様な課題の解決に向けて、各々の活動を推進するとともに、地域で活動する団体なども含めた他の団体等と、それぞれの特長を活かして協働していくことで、より効果的な活動となるよう取り組みます。

担い手④福祉サービスに関わる事業者

質の高い福祉サービスを的確に提供していくことで、地域福祉の土台を支えます。さらに、専門的な力と資源を活かして自主的な活動を展開します。

また、福祉サービスに関わる事業者としての社会貢献の視点から、地域福祉の活動への支援を進めます。とくに、社会福祉法人は、社会福祉事業を実施する公共性・公益性の高い特別な法人として、地域福祉の推進に向けて積極的な役割を果たします。

担い手⑤コミュニティビジネスやソーシャルビジネスの手法を活かして活動する団体や事業者等

コミュニティビジネス※やソーシャルビジネス※（以下「コミュニティビジネス等」という。）の手法を導入し、地域福祉活動や福祉サービスの提供を行います。

また、コミュニティビジネス等の手法により地域の福祉課題を地域が主体となって解決することで、地域におけるヒト・モノ・カネ・情報等の資源の循環や雇用の創出を推進し、地域の活性化を図ります。

担い手⑥まちづくりや生涯学習、地域防災など幅広い地域活動の担い手

地域における住民の生活は、福祉に関することとそれ以外との間で明確な線引きを行うことはできず、一体となっていることから、まちづくりや生涯学習、地域防災など福祉とは直接的には関連のない地域の活動を支えている幅広い担い手たちも、住民の福祉面を含む生活

総体を支えます。また、そうした福祉以外の地域活動を入口として、福祉課題に重点を置いた地域福祉活動にも参画していきます。

担い手⑦地域福祉の向上につながる取り組みを行う商店街や企業、生活協同組合等

商店街が「魅力ある商店街づくり」の一環として、空き店舗を活用して高齢者の休憩場所や乳児の授乳場所を整備したり、企業が「ISO26000※」に定められた社会的責任を果たすために、社員を地域のボランティア活動に動員する、生活協同組合が有償で福祉的なサービス提供を行う等、福祉と直接的には関連のない主体であっても、地域福祉の向上につながる取り組みを展開します。

担い手⑧社会福祉協議会をはじめとする地域福祉活動を支援する中間支援組織※

地域や区において取り組まれている多様な地域福祉活動に対して、その担い手たちの主体性を活かし、さらに高めていく視点で支援を行っていきます。その際、地域福祉の活動や事業に関わる多くの組織等が参加する組織としての強みを活かし、ネットワークを重視した取り組みを進めます。

担い手⑨行政機関

地域福祉の土台となる福祉サービスの提供体制の確保や質の向上を推進とともに、虐待防止や権利擁護支援などの行政権限による対応などを的確に行います。

区役所は、区民の日常生活の安全安心を担う身近な総合拠点として、地域の課題や資源など地域の実情を最もよく知っている住民等と協働し、地域の主体的な地域福祉活動を促進します。地域の事情等により活動が低調な場合は、その向上に向けて支援を行います。

区役所と局が力を合わせ、大阪にふさわしい自治の仕組みへの移行に向けて、地域の福祉活動等に混乱や停滞を生じさせず、新たな基礎自治体※を単位として円滑に地域福祉活動等が継続できるよう支援します。

4 地域福祉推進の方向性

これから地域福祉を推進していくにあたっては、次の7つの方向性を参考に、各区・各地域において独自の取り組みを進めていくことが必要です。

方向性①だれもが「受け手」、「担い手」として主体的に地域福祉に関われるよう

区民一人ひとりがお互いの人権を尊重する意識を基盤にして、自分らしく、主体性をもつて、共に生き、共に暮らせる地域をめざす仕組みづくりが求められています。

そのために、地域福祉は、だれもが必要なときには「受け手」になると同時に、各々ができることで「担い手」にもなって実現していくことをめざしています。「受け手」としては、自分のニーズに早めに気づき、自分でできることは自分で努力し、難しいことは支援を受けるということが大切です。「担い手」としても、お互いに支えあえれば、相手の立場に立った支援ができます。最初からうまくいかない場合もありますが、一人ひとりの意思を尊重して支援しながら、主体的に関わる取り組みにしていくことが必要です。

方向性②「自分らしく生きる」ことを支えるために

社会福祉のなかで地域福祉が重視されるようになってきたのは、一人ひとりが「自分らしく生きる」ためには、地域とのつながりをもって暮らし続けることが重要であり、それを実現するには、公的なサービスだけでなく、地域のさまざまな力をつないでいくことが不可欠だということが理解されてきたからだといえます。つまり、介護や支援などが必要なときも自分らしく生きることを支援するという視点を基盤として、すべての取り組みを進めることができます。

方向性③暮らしを支えるサービスや活動が総合的に進められるよう

地域福祉のもうひとつの大きな役割は、制度に基づいて提供されているさまざまなサービスを、市民などの活動も交えてつなぎ、さらに必要なものは新たに開発しながら、生活全体を見て総合的に支えていくということです。そのためには、各々の専門分野において支援を行っている事業者や行政機関、地域でさまざまな活動を行っている区民や団体などがお互いの取り組みの内容を知り、できることを少しづつ広げることで総合的な支援ができる仕組みをつくることが求められます。

方向性④地域の課題はできるだけ住民の身近なところで

生活のなかの課題は、できるだけ「住民の身近なところ」で解決する方が、迅速に、きめ細かい対応もでき、効率的でもあります。地域には専門的な対応ができるさまざまな資源があります。これらの資源をうまくつなぐことができれば、その多くは地域で解決できるはずです。そのためのネットワークが「福祉コミュニティ*」です。さまざまな支援ができる人々や団体、事業者等が集まり、地域の課題を共有して、地域にあった問題解決を進めていくこ

とが必要です。とくに、住民の日常的な生活圏域である校区等地域を基本的な単位とした取り組みが、非常に重要になります。

方向性⑤多彩な人々の力や地域の資源を活かした「協働」を

「協働」は、目的を共有しながら、それぞれができる仕事を分担しつつ力を合わせて取り組むことを意味しています。つまり、人によってできることはさまざまですが、各々ができる仕事を持ち寄り協力することで、より効果的に目的を達成しようという考え方です。これまで地域の活動や福祉に関わりが少なかった人も、地域福祉という幅広い取り組みでは、参加できることがあるのではないかでしょうか。多彩な人々に呼びかけて進めていくことが、地域福祉を広げていくうえでの大きなポイントになります。

方向性⑥地域における人々のつながりの強化を

単身世帯の増加や、町会等による地縁関係の希薄化が急速に進んでおり、地域における人々のつながりが弱くなっています。とくに一人暮らしの高齢者は著しく増加しており、地域内での見守りなどの取り組みは、今後ますます重要なものとなっていきます。

また、災害時や緊急時にいかに的確に対応し、その人を守ることができるかが、今日的な課題のひとつとなっています。各地で発生した災害の経験から、そうしたときには的確な支援ができるためには、日頃からつながりと支え合いの仕組みを築く必要があることが明らかになりました。災害や緊急事態が発生した場合に、どのような支え合いの取り組みが必要であるかを想定しておくことが重要です。

こうした課題に応えるために、地域における人々のつながりを強めることが必要です。

方向性⑦他分野も含めた総合的な観点からの地域づくりの推進を

住民の地域生活は、福祉をはじめ、保健や医療、教育、環境保全、まちづくり、防災など、さまざまな領域にまたがる生活実践の複合体です。そのため、それぞれの領域に対して専門分化した取り組みを進めているだけでは、地域福祉がめざす地域づくりを十分に果たすことはできません。福祉課題の解決を重視した取り組みとともに、福祉以外の他分野も含めた総合的な観点から、地域づくりを進めていくことが求められます。